

資料 1

教育委員会規則等の制定及び一部改正について

○制定

No.	規則等名	概要	施行日
1	教育支援センター条例施行規則	現在の適応指導教室が令和4年4月1日に移転し、名称を教育支援センターに改めるため ※附則で長久手市適応指導教室設置規則の廃止について規定	令和4年4月1日

○一部改正

No.	規則等名	改正理由	施行日
1	長久手市教育委員会事務局処務規則	現在の適応指導教室が令和4年4月1日に移転し、名称を教育支援センターに改めるため	令和4年4月1日
2	長久手市立小中学校通学区域に関する規則	長久手中央土地地区画整理事業の換地処分に伴い、令和3年11月6日から該当事業地内の町名が変更されたため	公布の日
3	長久手市教育委員会公告式規則	押印の見直しに伴うもの	令和4年4月1日
4	長久手市文化財保護条例施行規則	押印の見直しに伴うもの	令和4年4月1日
5	長久手市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	押印の見直しに伴うもの	令和4年4月1日
6	長久手市教育委員会公印規程	押印の見直しに伴うもの	令和4年4月1日

長久手市教育支援センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長久手市教育支援センター条例（令和3年長久手市条例第27号）第4条の規定に基づき、長久手市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 教育支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 学校生活になじめない児童及び生徒の学習活動及び社会体験活動を支援し、自主性、社会性及び集団への適応力の育成を図ることにより、学校への復帰を支援すること。
- (2) 学校生活になじめない児童及び生徒の理解のあり方等について、学校、保護者等との連携及び調整を図るとともに、情報の収集及び提供を行うこと。
- (3) 児童、生徒、保護者等の教育相談に関すること。
- (4) その他学校生活になじめない児童及び生徒の教育支援に必要なこと。

(職員)

第3条 教育支援センターに次の職員を置くことができる。

- (1) 統括責任者
- (2) 指導責任者
- (3) 指導員
- (4) その他必要な職員

(休業日)

第4条 教育支援センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は休業日を設けることができる。

(収容人数)

第5条 教育支援センターの収容人数は、49人とする。

(開館時間)

第6条 教育支援センターの開館時間は、午前9時から午後4時までとする。

(対象者)

第7条 教育支援センターに通所できる者は、長久手市内に在住し、小学校若しくは中学校に在籍している児童若しくは生徒又は長久手市外に在住し、長久手市内の小学校若しくは中学校に在籍している児童若しくは生徒とする。

(通所申請)

第8条 教育支援センターへの通所を希望する児童又は生徒の保護者は、教育支援センター通所願(様式第1号)を在籍する学校の校長(以下「校長」という。)に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出を受けた校長は、教育支援センター通所申請書(様式第2号)を教育委員会へ提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、教育支援センター通所承認書(様式第3号及び様式第4号)により校長及び保護者へ通知するものとする。

(通所期間)

第9条 教育支援センターに通所する期間は、通所を承認した日から当該年度の末日までとする。

2 前項に規定する期間を超えて継続して教育支援センターに通所を希望する児童又は生徒の保護者は、教育支援センター通所更新届(様式第5号)を校長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、小学校から中学校へ進級した者は、前条の通所申請手続を行わなければならない。

(通所の取扱い)

第10条 教育支援センターは、校長が出席扱いとすることができる機関とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、教育支援センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和４年４月１日から施行する。
(長久手市適応指導教室設置規則の廃止)
- 2 長久手市適応指導教室設置規則（平成１３年長久手町教育委員会規則第４号）は、廃止する。

<一部改正①>

長久手市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

長久手市教育委員会事務局処務規則（昭和 53 年長久手町教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第 1（第 2 条関係） 教育総務課 庶務教育係 (1)～(17)（略） (18) <u>教育支援センター</u> に関する こと。 (19)（略） 施設係以下の項（略）	別表第 1（第 2 条関係） 教育総務課 庶務教育係 (1)～(17)（略） (18) <u>適応指導教室</u> に関する こと。 (19)（略） 施設係以下の項（略）
別表第 2（第 3 条関係） 指導室 (1)～(5)（略） (6) <u>教育支援センター</u> 事業に関 すること。 (7)（略）	別表第 2（第 3 条関係） 指導室 (1)～(5)（略） (6) <u>適応指導教室</u> 事業に関 すること。 (7)（略）

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別紙

長久手市教育委員会規則第 3 号

長久手市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

長久手市立小中学校通学区域に関する規則（昭和 6 3 年長久手町教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第 2 条関係） 【別記1 参照】	別表（第 2 条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

学校名	通学区域
長久手小学	立花の一部
校	岩作北山の一部 岩作欠花 岩作藪田 岩作石田の一部 岩作西島 岩作五反田 岩作寺山 岩作溝添 岩作平地 岩作長池 岩作八瀬ノ木 岩作塚本 岩作中島 岩作中縄手 岩作中脇 岩作東中 岩作泥亀首 岩作宮後 岩作宮前 岩作城の内 岩作早稲田 岩作白針 岩作雁又 岩作寅山 岩作丸根 岩作井戸ヶ根 岩作酉立花 岩作申立花 岩作中立花 岩作色金 岩作元門 岩作壁ノ本 岩作南島 岩作東島 岩作向田 岩作向畑 岩作平子 岩作権代 岩作権田 岩作中権代 岩作蛇洞 岩作桃ノ木洞 岩作琵琶ヶ池の一部 岩作折戸ヶ平 岩作高根前 岩作狐洞 岩作床寒の一部 岩作福井の一部
	勝入塚 下権田 丸根 菅池 大久手 横道の一部 深田 棒振 中池 坊の後 宮脇 富士浦 東浦 先達 香桶 仏が根
西小学校から北小学校までの項 (略)	
南小学校	横道の一部 氏神前 戸田谷 東狭間 城屋敷 武蔵塚 山越 砂子 山野田 喜婦嶽 杵ヶ池 長配一丁目 長配二丁目 長配三丁目 菖蒲池
市が洞小学校以下の項 (略)	

改正前

学校名	通学区域
長久手小学	立花の一部
校	岩作北山の一部 岩作欠花 岩作藪田 岩作石田の一部 岩作西島 岩作五反田 岩作寺山 岩作溝添 岩作平地 岩作長池 岩

	作八瀬ノ木 岩作塚本 岩作中島 岩作中縄手 岩作中脇 岩作東中 岩作泥亀首 岩作宮後 岩作宮前 岩作城の内 岩作早稲田 岩作白針 岩作雁又 岩作寅山 岩作丸根 岩作井戸ケ根 岩作酉立花 岩作申立花 岩作中立花 岩作色金 岩作元門 岩作壁ノ本 岩作南島 岩作東島 岩作向田 岩作向畑 岩作平子 岩作権代 岩作権田 岩作中権代 岩作蛇洞 岩作桃ノ木洞 岩作琵琶ヶ池の一部 岩作折戸ヶ平 岩作高根前 岩作狐洞 岩作床寒の一部 岩作福井の一部 勝入塚 下権田 丸根 菅池 大久手 横道の一部 深田 棒振中池 坊の後 宮脇 富士浦 東浦 先達 香桶 仏が根
西小学校から北小学校までの項 (略)	
南小学校	深廻間 横道の一部 よし池 氏神前 戸田谷 東狭間 城屋敷 武蔵塚 山越 砂子 山野田 喜婦嶽 杵ヶ池 長配一丁目 長配二丁目 長配三丁目 菖蒲池
市が洞小学校以下の項 (略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<一部改正③>

長久手市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

長久手市教育委員会公告式規則（昭和 5 4 年長久手町教育委員会規則第 4 号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（規則等の公布） 第 2 条 （略） 2 規則等を公布するときは、番号、 公布の旨の前文、年月日及び教育委員 会名を記入して教育長が署名する__ __ものとする。 3 （略）	（規則等の公布） 第 2 条 （略） 2 規則等を公布するときは、番号、 公布の旨の前文、年月日及び教育委員 会名を記入して教育長が署名押印す るものとする。 3 （略）

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

<一部改正④>

長久手市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

長久手市文化財保護条例施行規則（昭和５８年長久手町教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
様式第１号(第２条関係) 【別記１ 参照】	様式第１号(第２条関係) 【別記１ 参照】
様式第４号(第４条関係) 【別記２ 参照】	様式第４号(第４条関係) 【別記２ 参照】
様式第５号(第５条関係) 【別記３ 参照】	様式第５号(第５条関係) 【別記３ 参照】
様式第６号(第６条関係) 【別記４ 参照】	様式第６号(第６条関係) 【別記４ 参照】
様式第７号(第６条関係) 【別記５ 参照】	様式第７号(第６条関係) 【別記５ 参照】
様式第８号(第６条関係) 【別記６ 参照】	様式第８号(第６条関係) 【別記６ 参照】
様式第９号(第６条関係) 【別記７ 参照】	様式第９号(第６条関係) 【別記７ 参照】
様式第１１号(第７条関係) 【別記８ 参照】	様式第１１号(第７条関係) 【別記８ 参照】
様式第１２号(第８条関係) 【別記９ 参照】	様式第１２号(第８条関係) 【別記９ 参照】

附 則

(施行期日)

１ この規則は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

２ この規則の施行の際、改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、
当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

【別記 1】

改正後

様式第1号(第2条関係)

指 定 申 請 書
認 定

年 月 日

長久手市教育委員会 殿

住 所

氏 名

〔名称及び代
表者氏名〕

市 指 定 有 形 文 化 財
市 指 定 無 形 文 化 財
市 指 定 有 形 民 俗 文 化 財
長久手市文化財保護条例の規定による市指定無形民俗文化財の指定を受けたいの
市 指 定 史 跡
市 指 定 名 勝
市 指 定 天 然 記 念 物

で、下記調書を提出いたします。

記

- 1 種別及び名称
- 2 員 数
- 3 所在の場所
- 4 所有者等の氏名(名称)及び住所
- 5 現状(品質、形状、構造、重量、大きさ、地積等)
- 6 由来及び沿革
- 7 徴証、伝説、作者等
- 8 その他参考となるべき事項
(添付書類)
 - 1 現状を示すキャビネ型写真及び幻燈用スライド
 - 2 地積図(史跡、名勝又は天然記念物の場合)
 - 3 当該文化財の重要性及び保護の必要性を示す参考書類

改正前

様式第1号(第2条関係)

指 定 申 請 書		年	月	日
指 認	定			
長久手市教育委員会 殿				
住 所				
氏 名				印
(名称及び代 表者氏名)				
市 指 定 有 形 文 化 財				
市 指 定 無 形 文 化 財				
市 指 定 有 形 民 俗 文 化 財				
長久手市文化財保護条例の規定による市指定無形民俗文化財の指定を受けたいの				
市 指 定 史 跡				
市 指 定 名 勝				
市 指 定 天 然 記 念 物				
で、下記調書を提出いたします。				
記				
1 種別及び名称				
2 員 数				
3 所在の場所				
4 所有者等の氏名(名称)及び住所				
5 現状(品質、形状、構造、重量、大きさ、地積等)				
6 由来及び沿革				
7 徴証、伝説、作者等				
8 その他参考となるべき事項 (添付書類)				
1 現状を示すキャビネ型写真及び幻燈用スライド				
2 地積図(史跡、名勝又は天然記念物の場合)				
3 当該文化財の重要性及び保護の必要性を示す参考書類				

長久手市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に
関する条例施行規則の一部を改正する規則

長久手市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成１４年長久手町教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
様式第１号(第２条関係) 【別記１ 参照】	様式第１号(第２条関係) 【別記１ 参照】
様式第２１号(第８条関係) 【別記２ 参照】	様式第２１号(第８条関係) 【別記２ 参照】
様式第２２号(第１１条関係) 【別記３ 参照】	様式第２２号(第１１条関係) 【別記３ 参照】
様式第２３号(第１１条関係) 【別記４ 参照】	様式第２３号(第１１条関係) 【別記４ 参照】
様式第２４号(第１１条関係) 【別記５ 参照】	様式第２４号(第１１条関係) 【別記５ 参照】

附 則

(施行期日)

- １ この規則は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

- ２ この規則の施行の際、改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、
当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

【別記1】

改正後

様式第1号(第2条関係)

(表)

公 務 災 害 発 生 報 告 書

長久手市教育委員会 殿 下記のとおり公務により生じたと認められる災害が発生しましたので報告します。 年 月 日 長久手市立 学校長 氏 名				
被災学 校医等の 氏 名	男 女	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
所 属 学 校		職 名		
災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分 ごろ	災 害 発 生 場 所		
傷 病 名		傷病の部位 及びその程度		
傷病の経過	☐ 療養中 ☐ 死 亡 (月 日 時ごろ)		休業日数見込	約 日
健 康 状 態	平 常 当 日			
公務による 受 傷 病 歴		私 傷 病 歴		
配 偶 者	☐ 有 ☐ 無		家 族 員 数	家 族 人
補 償 を 受 け ける 者	氏 名			続柄又は 関 係
	住 所			

(裏)

(事案の概要)							
(災害発生当日の状況とその原因)							
(公務により生じたと認める理由)							
添付書類名							
※ 受理年月日	年	月	日	※ 認定年月日	年	月	日
				※ 通知年月日	年	月	日

- 備考 1 報告者は※印の欄には記入しないこと。
- 2 該当する□にレ印を記入すること。
- 3 この書類には、医師の診断書、災害現認書、自動車事故の場合は警察署長が発行する事故証明書等公務により生じたかどうかの認定の参考となる書類を添付すること。

改正前

様式第1号(第2条関係)

(表)

公 務 災 害 発 生 報 告 書

長久手市教育委員会 殿				
下記のとおり公務により生じたと認められる災害が発生しましたので報告します。				
年 月 日				
長久手市立 学校長 氏 名 印				
被災学 校医等の 氏 名	男 女	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
所 属 学 校		職 名		
災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分 ごろ	災 害 発 生 場 所		
傷 病 名		傷 病 の 部 位 及びその程度		
傷病の経過	☐ 療養中 ☐ 死 亡 (月 日 時 ごろ)		休業日数見込	約 日
健 康 状 態	平 常 当 日			
公務による 受 傷 病 歴		私 傷 病 歴		
配 偶 者	☐ 有 ☐ 無		家 族 員 数	家 族 人
補 償 け せ ゐ 受 け け ゐ べ 者	氏 名		続柄又は 関 係	
	住 所			

(裏)

(事案の概要)					
(災害発生当日の状況とその原因)					
(公務により生じたと認める理由)					

添付書類名					
※ 受理年月日	年	月	日	※ 認定年月日	年 月 日
				※ 通知年月日	年 月 日

- 備考 1 報告者は※印の欄には記入しないこと。
- 2 該当する□にレ印を記入すること。
- 3 この書類には、医師の診断書、災害現認書、自動車事故の場合は警察署長が発行する事故証明書等公務により生じたかどうかの認定の参考となる書類を添付すること。

<一部改正⑥>

長久手市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

長久手市教育委員会公印規程（平成 6 年長久手町教育委員会告示第 1 号）の
一部を次のように改正する。

改正後	改正前
様式第 2（第 5 条関係） 【別記 1 参照】 様式第 3（第 5 条関係） 【別記 2 参照】 様式第 4（第 6 条関係） 【別記 3 参照】	様式第 2（第 5 条関係） 【別記 1 参照】 様式第 3（第 5 条関係） 【別記 2 参照】 様式第 4（第 6 条関係） 【別記 3 参照】

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、
当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

【別記 1】

改正後

様式第2(第5条関係)

公 印 作 成 届
改 刻

年 月 日

教育部長 殿

保管者

下記のとおり公印を 作成 改刻 しましたので、お届けします。

印 影	作成 改刻 した公印の名称
	作成 改刻 した日付 年 月 日
	作成 改刻 の理由
寸 法	使用開始 年 月 日
品 質	廃止した公印名
用 途	その他参考事項

改正前

様式第2(第5条関係)

公 印 作 成 届
改 刻

年 月 日

教育部長 殿

保管者 印

下記のとおり公印を 作成 改刻 しましたので、お届けします。

印 影	作成 改刻 した公印の名称
	作成 改刻 した日付 年 月 日
	作成 改刻 の理由
寸 法	使用開始 年 月 日
品 質	廃止した公印名
用 途	その他参考事項